

令和5年5月30日
共 産 党

電力料金に関する意見書（案）

電力料金の大幅値上げが続き家計を直撃している。電力料金の値上げは、令和3年9月から始まっており、総務省の家計調査によると、令和5年1月から3月合計で、家計が支払った電気代は5万3,000円を超え、前年比で約8,600円増えている。さらに、令和5年6月1日より、電力大手7社による規制料金の値上げが行われた。平均の上げ幅は、北陸電力39.7%、沖縄電力43.4%とほぼ1.4倍、東京電力は15.9%となっている。

規制料金は大手電力だけが提供している家庭向けの料金であり、そのため、各社の申請を受けて経産省の有識者会合が上げ幅を審査し、認可前には消費者庁とも協議することになっている。値上げ申請は、火力発電の燃料費が高止まりし、上昇分を料金に転嫁できる上限を超えた結果、令和5年3月期連結決算で純損益が赤字となることを受けて行われた。7社は当初、決着した上げ幅を上回る3～4割以上の値上げを申請していた。このため経産省は、最近の燃料価格の下落傾向を反映させるなど厳しく審査し、上げ幅を圧縮させたとしている。だが、当初の要求があまりにも過大だったのではないかとの疑問は残されており、消費者庁は、一部の大手電力が独占的な利益を確保するために各社が連絡して不正に料金を取り決めるカルテルを結んでいたことや、競合する新電力の顧客情報を不正閲覧した不祥事を検証するよう求めた。経産省は今後も検証を続けるとしているが、これらは、公正な市場競争をゆがめる行為であり、その影響を解明もされないままに、値上げが利用者、国民に押し付けられている。

利用者、国民への負担軽減策として、政府は、令和5年1月使用分より激変緩和策を講じているが、これも9月使用分で終了予定で

ある。

よって、板橋区議会は、政府に対し、下記の事項について強く求める。

記

- 1 電力料金等の激変緩和策の10月以降の継続と、規制料金値上げ分への軽減策を講じること。
- 2 低所得者への支援策及び夏の暑さ対策や寒冷地対策などを政府の責任で行うこと。
- 3 電力市場に公正なルールを確立すること。電力料金の設定について、消費者が参加する公的な規制の仕組みを強めること。
- 4 再生可能エネルギーの利用促進により、輸入燃料に頼りすぎない電力の供給態勢を本格的に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

経済産業大臣 宛